

## 平成30年度スポーツリーダー養成講習会 兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

### 1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的とする。併せて、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

### 2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団  
公益財団法人北海道体育協会北海道スポーツ少年団

### 3. 主管

各管内スポーツ少年団連絡協議会  
札幌市スポーツ少年団

### 4. 後援

スポーツ庁・北海道ほか

### 5. 会場

道内17会場

### 6. 期日

各管内の決定による。

### 7. 参加資格

- (1) スポーツ少年団に指導者登録している者
- (2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる者

### 8. 参加者数

各会場の収容人数による。

### 9. 実施方法

1コース11科目・14時間の集合講習と21時間の自宅学習を実施する。

## 10. 教材

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が発行する下記の教材を使用する。

(1) スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト

(2) スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック

テキスト及びワークブックは、各 1 部で 1 セットとし、定価 1,080 円 (税込)

## 11. 検定試験

集合講習終了後に、検定試験を実施する。

## 12. 参加料

4,000 円 (テキスト・ワークブック代を含む。) 講習会受付時に徴収する。

## 13. 資格認定

(1) 本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した者に対して、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証・認定員章・指導者必携書を交付する。

(2) スポーツ少年団未登録の指導者に対しては、本年度もしくは次年度の指導者登録を確認できた者のみ資格認定を行う。

(3) 次年度において指導者登録が確認できなかった者については、講習会の受講記録そのものを抹消し、認定に係る権利は喪失する。

(4) 認定員として認定した者に対しては、公益財団法人日本スポーツ協会公認「スポーツリーダー」の資格を併せて付与する。

(「スポーツリーダーの資格番号は交付しません。「スポーツ少年団認定員」の認定番号をもって「スポーツリーダー」資格保有の管理をします。)

## 14. 参加申込み

各会場主管団体への申込

## 15. その他

(1) 参加者の遅刻・早退は認めない。

(2) 年度をまたいで受講は認めない。

(3) 受講しようとする年の 4 月 1 日現在で 20 歳以上の者。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力 0 (ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆